

平成18年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成18年12月5日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第80号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第81号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第82号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第83号 本巢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第84号 消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議案第85号 本巢市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第86号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第87号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第88号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第15 議案第89号 本巢市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について
- 日程第16 議案第90号 本巢消防事務組合格約の一部改正について
- 日程第17 議案第91号 もとす広域連合格約の変更について
- 日程第18 議案第92号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議案第93号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合格約の変更について
- 日程第20 議案第94号 西濃環境整備組合格約の変更について
- 日程第21 議案第95号 市道路線の認定について
- 日程第22 議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第97号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第98号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第26 認定第3号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第27 認定第4号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第28 認定第5号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第29 認定第6号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第30 認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

---

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏑本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

---

---

欠席議員（なし）

---

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	宇野利数
市民環境部長	杉山勝美	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育委員会 事務局長	堀部秀夫	林政部長	藤原俊一
代表監査委員	三田村晃司		

---

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

---

---

## 開会の宣告

### ○議長（上谷政明君）

ただいまから平成18年第4回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大熊和久子君と、17番 大西徳三郎君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月22日までの18日間とし、12月6日より12月18日までと12月21日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月22日までの18日間とし、12月6日より12月18日までと12月21日を休会とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告について

### ○議長（上谷政明君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私から報告します。

議長報告、平成18年第2回西濃環境整備事務組合議会定例会が、平成18年9月26日、西濃環境整備事務組合で会期1日で開かれましたので、報告します。

案件は、議長及び副議長選挙と管理者提出案件4件で、議長に大垣市の林新太郎氏、副議長に大垣市の横山幸司氏を選出し、平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額17億7,925万5,468円、歳出総額17億122万2,477円で、主なものはごみ処理施設解体撤去工事費、焼却灰運搬処理費に係るもので、差額は7,407万2,991円となり、このうち基金繰入額は4,000万円です。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約で、組合議会の議員の定数を変更する

ものを専決処分したものの承認を求めるもので、すべて全会一致で承認されました。

9月29日、平成18年第2回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会が、岐阜市役所で会期1日で開かれましたので、報告します。

案件は、平成18年度一般会計補正予算、平成17年度一般会計歳入歳出決算認定ほか2件で、議長の選挙があり、議長に岐阜市議長の藤沢昭男氏を選出しました。

平成17年度一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額1億1,003万7,753円、歳出総額9,079万2,079円、差額は1,924万5,674円であり、原案のとおり認定しました。

また監査委員は、佐藤仁一氏、岐阜市が選任されました。

10月20日、平成18年度第2回本巣消防事務組合議会定例会が本巣消防事務組合で会期1日で開かれましたので、報告します。

提出案件は7件でありました。議案第6号 監査委員の選任については藤橋礼治氏、瑞穂市議長が選任されました。

議案第7号から議案第8号の専決処分の承認を求めるについては、岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正するものであります。

議案第9号 本巣消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例の制定については、消防組織法の一部改正に伴う改正であります。

議案第10号 本巣消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公表方法を見直すことにより条例を改正するものであります。

議案第11号 本巣消防事務組合情報公開及び個人情報保護に関する条例の制定については、情報公開及び個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、条例を制定するものであります。

議案第12号 平成18年度本巣消防事務組合一般会計補正予算については、補正の主なものは、勸奨で1名退職者があり、退職者手当組合負担金であり、7案件とも原案のとおり承認されました。

なお、会議の資料につきましては、事務局の方にありますので、事務局に申し出てください。以上です。

次に、特別委員会からの報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 村瀬明義君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（村瀬明義君）

議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第12号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

内容につきましては、9月定例会の内容が主なものになっております。表紙には市内の稲刈りと柿の写真を掲載しました。2ページから3ページは、9月の定例会の内容と新議会の構成が主なものとなっております。4ページからは7名の議員による一般質問、委員会報告、議決された議案の内容の順に掲載し、最終ページには根尾川を愛する会の活動内容を紹介しました。

今回は9月26日、10月4日、11日、18日、19日の計5回にわたり委員会を開催し、皆さんから提出いただいた原稿をもとに編集し、発行したところであります。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、2月1日の発行を予定しております。

なお、本定例会からは議場での一般質問の写真撮影を行わず、休憩時間に撮影を行うことを委員会で申し合わせましたので、よろしくお願いいたします。

以上、議会だより編集特別委員会から報告しました。

#### ○議長（上谷政明君）

次に、行政改革検討特別委員会の報告をお願いします。

行政改革検討特別委員会委員長 後藤壽太郎君。

#### ○行政改革検討特別委員会委員長（後藤壽太郎君）

それでは、行政改革特別委員会より報告申し上げます。

この報告は、先日11月21日に全協で報告させていただきましたが、改めてこの議会で報告させていただきます。

11月1日午前9時から、本庁舎3階第1会議室において、第5回行政改革検討特別委員会を開催いたしました。

委員会には委員全員と議長が出席し、前回の委員会で市有地について協議することになっておりましたので、今回市有地の協議を行いました。その内容について報告いたします。

一つ目に、根尾水鳥団地の現状と市としての方向性についてということで協議しました。

産業建設部長から、合併前の根尾村において平成8年に32区画の分譲地を造成し、平成9年度から平成15年度まで7区画を個人分譲いたしました。合併以後はPR活動を実施いたしましたが、販売実績には至っておりませんとの報告であります。要綱そのものが今の時代に合っていないのではないか、また単価的な問題も見直していかなければならないのではないかとこの質問に、都市計画課長から、当初坪4万5,000円で売り出していて、1区画約450万円であり、来年度募集から金額の引き下げを含めた見直しを予定している。また要綱についても、自治会活動に支障を来さないよう配慮しながら検討していきたいとの答弁でありました。

担当部はどこなのかとの質問に、産業建設部長から、都市計画課が主管課で、現場での受け付け等に際しては根尾総合支所にもお手伝いをいただくが、あくまでも主管課は都市計画課でありますとの答弁であります。

2番目に、100平米以下の未活用地について協議をいたしました。

財政課長から、普通財産として69筆あります。その中には河川敷、道路敷、地蔵さん等の土地が含まれておりますとの報告でありました。この中で普通財産に残しておくべきものは何かとの質問に、財政課長から、道路敷、水路敷、緑地帯は行政財産とすべきであるが、その他地域の公民館敷地などは普通財産で管理するしかないとの答弁でありました。

また、行政財産にしてしまっている公民館敷地もあり得るのではないか、将来的に地域住民が困

ることがあり得るため、普通財産と行政財産の区分けはきちんと整理してもらいたい。残っている普通財産については本当に払い下げできるのか、どこかで整理しなければならないのではないかとの質問に、財政課長から、各町村により寄附された経緯が違いますので難しいとの答弁であります。

3番目に、土地開発基金の今後の方向性についてということで協議しました。

総務部長から、真正町の部分については行政目的として使用されています。糸貫町についても富有柿の里、ふれあいセンター用地に使用されています。その他の土地については公共用地の先行取得としているが、現在まで利用されていません。土地開発基金の使用されていない土地については、公用目的以外に使用できません。行政目的として使用している土地については、一般会計で予算を計上し、買い取り、基金にお金を戻す方法が考えられます。使用されていない土地については、基金の取得価格で一般会計で買い取り、他の普通財産と同様に扱うことが考えられます。また土地開発基金条例を廃止し、現金については一般会計に繰り入れ、土地については一般会計の普通財産として所管がえすることが考えられますとの報告でありました。

市としてどのような方向で進めていくのかとの質問に、土地開発基金を設置しなくても公用地取得に問題がないため、基金を廃止する方向で考えていますとの答弁でした。

四つ目に、行政改革大綱の未活用地の有効利用についてという内容がありますが、その進捗状況についてどうかということで討議いたしました。

総務部長から、行政改革実施計画の中で、今後4年間で検討していきたいとの報告でありました。

また、現在の状況についてと、基金条例を廃止することによって普通財産に繰り入れてから行っていくことになるのかとの質問に、現段階では具体的なことはありません。条例廃止については、3月定例会で提案する予定でありますとの答弁でした。

以上を踏まえまして、当委員会での検討内容を実施計画に反映していただくことをお願いしながら、市有地についての検討は終了いたします。

そのほかの意見がありまして、その一つとして、議員定数削減についても改革の中で議論の対象にしてもらいたいという意見がありまして、これについては、議員21人全員の問題でありますので、その後、全員協議会等で議長から諮ってもらったらどうかという意見に終わっております。

また、公共施設、分庁舎方式についても次回の委員会で検討していきたいという意見が出ました。

また、もとバスについて、来年度予算が決まる前に総務企画委員会に付託し検討してほしいという意見が出ました。

以上のような意見が出され、次回は公共施設についてと分庁舎の問題を含めた検討委員会を開催することに決定しました。

以上、行政改革検討特別委員会からの報告を終わります。

#### ○議長（上谷政明君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

もとす広域連合議会議長 後藤壽太郎君。

#### ○14番（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、広域連合議会からの報告を申し上げます。

平成18年第3回もとす広域連合議会定例会が、10月24日から27日までの4日間の会期で開催されましたので、報告いたします。

今定例会では、去る9月20日の当市議会9月定例会において、広域連合議会議員の改選が行われたことに伴い、空席となっていた議長の選挙、各委員会委員の選任、議会運営委員会副委員長及び老人福祉常任委員会委員長の互選が行われました。

議長の選挙については、投票の結果、私、後藤が当選させていただきました。また議会運営委員会副委員長には安藤議員、老人福祉常任委員会委員長に鶴飼議員がそれぞれ互選されました。

今定例会に提出された議案は、専決処分の承認を求めるもの1件、公平委員会委員の選任同意案1件、条例の一部改正案1件、平成17年度決算の認定議案5件、平成18年度の補正予算案2件の計10件で、いずれも広域連合長提出でありました。

提出された議案について報告いたします。

専決処分の承認を求めるものについては、岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体の名称変更に伴い、同組合同規約を変更する協議につき、専決処分したことについて協議の議会の承認を求めるものであります。公平委員会委員の選任同意案については、棚橋賢彦公平委員会委員の任期満了に伴い、新たに瑞穂市在住の馬淵義明氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

条例の一部改正案については、老人福祉大和園条例の一部を改正するもので、平成18年4月1日から介護保険制度改正などに伴い、大和園において新たに提供することになった介護保険サービスに係る利用料等の算出根拠などについて、条例上明確にするため改正を行うものであります。

平成17年度決算の認定議案については、一般会計及び四つの特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもので、まず一般会計の決算については、歳入1億9,761万7,000円、歳出1億9,185万8,000円で、実質収支は575万9,000円の黒字になるものでした。介護保険特別会計の決算については、歳入39億2,175万2,000円、歳出36億5,067万3,000円で、実質収支は2億7,107万9,000円の黒字となるものでした。老人福祉特別会計の決算については、歳入8億6,228万7,000円、歳出7億7,190万1,000円で、実質収支は4,230万1,000円の黒字になるものでした。療育医療特別会計の決算については、歳入9,273万7,000円、歳出8,591万円で、実質収支は682万7,000円の黒字になるものでした。最後に衛生施設特別会計の決算については、歳入2億6,152万4,000円、歳出2億5,119万円で、実質収支は1,033万4,000円の黒字になるものでした。平成18年度の補正予算については、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計の予算について補正を行うもので、介護保険特別会計で5,634万8,000円の増額、老人福祉施設特別会計で6,619万6,000円の増額となるものでした。

提出された議案については、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決しました。

議会資料をごらんになりたい方は、議会事務局にありますので、お申し出いただきたいと思っております。

以上で、もとす広域連合議会の報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

続いて、行政報告をお願いします。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

それでは、行政報告をさせていただきます

初めに、市の情報通信基盤整備についてでございますが、新市建設計画の最重点プロジェクトの一つであります地域情報化の推進につきましては、平成16年度から17年度にかけて、地域情報化計画検討委員会を開催し、国や県、民間通信事業者の動向を見定めながら事業化を進めるようにとの答申をいただいておりますが、2011年の地上デジタルテレビ放送への移行を踏まえまして、今年度情報通信基盤整備に係る基礎調査を実施いたしました。

この結果、一つ、地上デジタルテレビ放送難視聴地域への対応、二つ目に高速インターネット未整備地域への対応、三つ目に公共施設間の情報基盤整備の必要性の三つの課題を検討する中で、現段階におきまして総合的に判断いたしますと、ケーブルテレビによる基盤整備が最も効率的と考えているところでございます。

また、施設の運用方法につきましても、財政的負担を考慮しまして、公設民営または民設民営方式を前提といたしましたプロポーザル方式による業者選定を行い、来年度から情報通信基盤の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に外山連絡所についてでございますが、外山連絡所につきましては、18年3月に策定いたしました市行政改革大綱及び実施計画方針に基づきまして、効率的な行政運営の推進を目指して、連絡所のあり方を検討してまいったところでございます。

外山地域の方々の実情や要望を考慮いたしましても、一月の来客が大変少ないことや、道路網の整備、市バスササユリ号の運行など交通アクセスが整備されたことなどから、住民サービスの低下を招かないよう、諸証明の発行業務は外山郵便局へ、またごみ袋や粗大ごみシールなどの販売は本巢郡農業協同組合外山支店に委託し、外山連絡所は来年3月末をもって廃止したいと考えております。実は昨日、本巢地域におきます自治会長会が開催されましたので、その旨説明をいたしました。自治会長さんからは、外山地区の各自治会において市から住民へ説明するよう要望されましたので、今後そのような対応をしてまいりたいと考えております。

よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

次に選挙投票区の見直しについてでございます。

市選挙管理委員会では、選挙投票区の見直しにつきまして、選挙人 3,000人以上の大規模投票区の解消や、3キロメートル以内における小規模投票区の統合など、市民の方々の御意見をいただき、検討を重ねてこられました。この結果、11月20日の選挙管理委員会におきまして、投票日の交通手段を確保することや、期日前投票制度の周知を図ることなどにより、現在24の投票所を14投票所に集約するとともに、旧町の区域を超えた投票区に見直しすることとされました。今後、新投票区に



つきましては、広報やチラシにより市民の皆様には十分周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、国民保護計画の策定についてでございます。計画の策定につきましては、8月11日に第1回本巣市国民保護協議会を開催するとともに、議員各位には9月7日の議会全員協議会におきまして説明をさせていただき、その後市民に対しますパブリックコメントの実施や、県との事前調整を重ねてまいりました。以上述べました経過を反映した計画案が、11月28日の第2回本巣市国民保護協議会において承認され、答申をいただいたところでございます。今後、知事協議を経まして計画を策定いたしますので、計画の内容につきましては3月定例議会及び自治会長会において説明するとともに、市の広報、ホームページに掲載し、さらには各世帯にパンフレットを配布しまして周知を図ってまいりたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

次に、本巣市の歌の制定についてでございます。市の歌の歌詞につきましては、6月から8月にかけて募集した結果、市内初め全国から139点の応募をいただき、最終的に10月18日の市の歌選定委員会におきまして、最優秀作品1点、優秀作品3点を選考したところでございます。現在、作曲につきましては、市の文化交流大使であり、オカリナ奏者の宗次郎さんに依頼してありまして、来年1月には完成する予定であります。市の歌の発表時期につきましては、歌の練習期間を考慮いたしまして、4月にうすずみ公園で開催しておりますうすずみレセプションの折がよいのではないかと考えているところであります。

次に、後期高齢者医療制度についてでございます。

平成17年12月に、政府・与党医療改革協議会におきまして、医療制度改革大綱が取りまとめられ、超高齢化社会に対応し、新たな医療保険制度体系を実現するため、75歳以上の後期高齢者につきましては、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、平成20年度に独立した医療制度を創設することとされました。岐阜県におきましては、平成19年2月に県内全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設立し、事務処理を行いますために、設立準備委員会を組織して検討を進めてきたところでございます。この広域連合の運営につきましては、保険料徴収は市町村で行い、財政運営を広域連合で行うものでございまして、広域連合事務所を岐阜市の柳津地域振興事務所内に設置し、各市町村から派遣されました職員等により、設立当初は職員17名、19年度4月からは職員27名で運営されることとなっております。本市からも職員1名を派遣し、後期高齢者医療に対応してまいることとしております。

次に、本巣消防事務組合についてでございます。

本巣消防事務組合の管理者であります白木北方町長が御逝去されました。このため、本巣消防事務組合規約第9条第2項の規定に基づきまして、不在となりました管理者にかわり、副管理者であります私、本巣市長が職務代理者となりましたので、御報告をいたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

## ○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第18号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（上谷政明君）

これより日程第4、報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

##### ○市長（内藤正行君）

報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例）についてでございます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律、これは平成18年法律第74号でございますが、平成18年11月1日から施行されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを御報告し、議会の御承認を求めるものでございます。詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

##### ○議長（上谷政明君）

報告第18号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 杉山勝美君。

##### ○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、報告第18号の補足説明をさせていただきます。

このたび住民基本台帳法の一部が改正されまして、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度が変わり、平成18年11月1日から施行されたことに伴い、専決処分をさせていただいたところでございます。

お手元の説明資料、1ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。

主な改正部分につきましては、本巣市手数料徴収条例、別表（第2条関係）の表中でございまして、5項の住民基本台帳法の項中、「法第11条の第1項の規定による住民基本台帳の閲覧の請求」を「法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求」に改正するもの、それから、その表中の「住民基本台帳の閲覧手数料」を「住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料」に改めるものでございます。

ここで言います法第11条の第1項と申しますのは、今回、国または地方公共団体の機関の請求する閲覧請求でございます。それから同じく11条の2第1項につきましては、個人または法人ということの申し出によるものでございます。そういった形で閲覧制度がこういった二通りの条項に分かれましたということでございます。

内容につきましては、大きく今回3点変更がありました。1点目でございますが、閲覧制度の1点目ですけれども、営利目的の閲覧が禁止されたことによるもので、これからはアンケート、それからダイレクトメールなどの商業利用等を目的とした閲覧ができなくなったということござい

す。しかし、これまでもありました国または地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合とか、統計調査、世論調査、それから学術研究など、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの、または公共団体、社会福祉協議会等が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの、営利目的以外で行う居住関係の確認が必要なものについては、当該の申し出を相当ということで認めるものでございます。

続いて2点目でございますが、閲覧の手続が整備されたというものでございまして、これから閲覧を申し出るには、閲覧の利用目的や管理方法、それから調査・研究の成果の取り扱い等を明示しまして、閲覧した事項を、取り扱える者の範囲を明確にすることとなりました。

また、市長は不正な閲覧に対しまして、報告聴取、それから勧告・命令等を行うことができるようになり、さらに閲覧者の状況の公表を少なくとも年1回公示するというものでございます。

それから3点目でございますが、偽り、その他不正な手段で閲覧をした場合、またはさせた場合でございますが、閲覧事項を本人の同意を得ないで目的以外に利用した場合、それから第三者に提供した場合は罰則が科せられるというものでございます。

以上のように、この改正によって、これまで何びとも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度が廃止されまして、個人情報に十分に留意した制度となっています。

以上で説明を終わります。

#### ○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第18号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第18号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第18号を採決します。

報告第18号を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

## 日程第5 議案第79号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

### ○市長（内藤正行君）

議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員8人のうち、堀美智子氏の任期が平成19年3月31日付で任期満了となりますため、後任委員の候補者に引き続き堀美智子氏を推薦するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

### ○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第79号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程第6 議案第80号から日程第13 議案第87号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

### ○議長（上谷政明君）

日程第6、議案第80号 本巣市役所支所設置条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第87号 本巣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

**○市長（内藤正行君）**

議案第80号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成18年3月に策定しました本巢市行政改革大綱及び実施計画に基づき、外山連絡所を平成19年3月31日をもって廃止いたしたいと考えておりまして、これに伴いまして改正するものでございます。

議案第81号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院規則の一部を改正する規則が施行されましたため、改正するものでございます。

議案第82号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、改正するものでございます。

議案第83号 本巢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第82号と同じく、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、改正するものでございます。

議案第84号 消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

消防組織法の一部を改正する法律が施行されましたため、関係条例の改正を行うものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

議案第85号 本巢市計画審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

補助金・第三セクター等検討委員会による附属機関の見直しに関する指針に基づく定数の削減に伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

議案第86号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

農業集落排水資源循環統合補助事業（神海地区）の完成によりまして、神海浄化センターが供用開始されることに伴いまして、改正するものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

議案第87号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

対象となる法定外公共物の拡大並びに流水占用料及び生産物採取料の規定を追加しますため、改正するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。以上でございます。

**○議長（上谷政明君）**

議案第80号から議案第84号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、議案第80号から84号まで補足説明をさせていただきます。

まず議案第80号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元にお配りしてあります条例改正の概要をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表、ページの右下に2と打ってあります2ページをごらんいただきたいと思います。

現行条例につきましては、地方自治法第155条第1項の規定に基づきまして、出張所として外山連絡所を設置しております。外山連絡所につきましては、11月21日の全員協議会、また先ほどの市長からの行政報告のとおり、本巢市行政改革大綱及び実施計画に基づきまして、平成19年3月31日をもって廃止することに伴いまして、現行の条例の第1条から第3条において出張所に関する部分を削除するというものでございます。

この条例は19年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第81号でございます。本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましても、説明資料のページ3-1をごらんいただきたいと思います。

1番の改正趣旨でございます。人事院規則15-14の一部を改正する人事院規則が平成18年3月3日に公布され、同年7月1日より施行されました。近年、公務員の勤務条件につきましては、民間準拠が一層求められている状況のもとで、有給の休息時間は民間企業においてほとんど普及していない制度であります。勤務時間管理の適正な実施が求められる中で、休息時間を廃止する必要があるとの判断がなされたところでありまして、このため職員の勤務時間、休暇に関する条例を改めるということであります。

次のページの3-2をごらんいただきたいと思います。

その前に、職員の勤務時間につきましては、8時30分から12時15分までの3時間45分、その後、休憩時間45分をとりまして、13時から17時15分までの4時間15分ということで、合わせて1日8時間の勤務時間ということになっております。その8時間の勤務時間の中におきまして休息時間を、ここに書いてありますように、第7条で、任命権者は、所定の勤務時間のうちに、市長の定める基準に従い休息時間を置くものといった規定がされておりますが、現在のところ、こういった規定に基づいての運用はしていないという状況であります。

先ほど申し上げましたように、人事院規則に基づきまして、市におきましても休息時間をなくするといったことで、この条例から第7条を削除するというものでございます。

この条例は19年1月1日から施行するというものであります。

続きまして、議案第82号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

これも説明資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

一つ目の改正の趣旨でございます。地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を

可能とするため、障害等級ごとの障害について総務省令で定めるとしたため、本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであるということでもあります。

2点目の改正の内容でございますが、(1)といたしまして、消防組織法の一部改正に伴う改正によるものであります。消防組織法に新たな章を追加するという改正を行うこととあわせ、消防組織法の全条にわたって見出し及び項番号を付し、表現の適正化を行い、枝番号の整理を行ったため、引用している条番号を繰り下げるものでございます。これは第1条関係ということでもあります。

(2)といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布施行されたことに伴う改正によるものであります。非常勤消防団員等の障害等級ごとの障害について総務省令で定めることとしたことと、「障害の等級」を「障害等級」に改めたことに伴う関係規定を整理したことであります。括弧といたしまして第5条から、以下別表第4関係の部分を行います。

(3)としまして、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成18年9月26日に公布され、同年10月1日から施行されたことに伴う改正によるものでございます。

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に規定される身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び精神障害者社会復帰施設が廃止され、障害者自立支援法に規定されております障害者支援施設等となるため、身体障害者援護施設等を引用している規定の改正を行ったことということでもあります。これは第9条の2第1項第2号及び同項第3号関係部分でございます。

3といたしまして、適用関係でございます。

(1)といたしまして、施行期日ということで、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、消防組織法を根拠法令としているため、平成18年6月14日から適用いたしまして、第9条の2第1項第2号の改正規定及び同項に1号を加える改正規定は、障害者自立支援法を根拠法令としているため、平成18年10月1日から適用するというものでございます。

(2)といたしまして、経過措置でございます。改正後の規定、第1条、第9条の2第1項第2号及び第3号の規定を除くということで、改正後の規定につきましては、平成18年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるというものでございます。

この一部改正する条例につきましては以上のような内容でございますが、損害補償の額とか基準等につきましては変更はないということでもあります。

続きまして、議案第83号。これにつきましても、資料の25ページをごらんいただきたいと思います。

本巢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてでございます。

一つ目の改正の趣旨でございますが、これにつきましても地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について総務省令で定めるとしたため、

本巢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正するというものでございます。

2番目の改正の内容でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布施行されたことに伴い、非常勤消防団員等の障害等級ごとの障害について総務省令で定めることとしたことと、「障害の等級」を「障害等級」に改められたことに伴う関係規定を整理するものでございます。

3番目の適用関係といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用するというものでありまして、消防賞じゅつ金の額とか条件等につきましては変更はないということでございます。

続きまして、議案第84号であります。これにつきましても、資料の27ページをごらんいただきたいと思っております。

一つ目の改正の趣旨でございます。消防組織法の一部改正に伴いまして、本巢市消防団の設置等に関する条例及び本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、この二つ条例の一部を改正するというものでございます。

2番目の改正の内容でございます。消防組織法に新たな章を追加するという改正を行うこととあわせ、消防組織法の全条にわたって見出し及び項番号を付し、表現の適正化を行い、枝番号の整理が行われたため、引用している条番号を繰り下げるというものでございます。

3といたしまして、適用関係でございます。この条例は公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用するといった内容のものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（上谷政明君）**

議案第85号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 宇野利数君。

**○企画部長（宇野利数君）**

議案第85号 本巢市計画審議会条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

資料29ページになりますが、お願いをいたしたいと思っております。

この改正につきましては、行政改革大綱、また実施計画に基づきまして改正をお願いするものでございますが、第3条の審議会の委員定数を「20名以内」から「15名以内」と改正するものでございます。

また附則で、この条例は19年2月3日から施行するというようになっておりますが、現の審議会委員さんが、17年2月3日から19年2月2日で任期満了となるため、2月3日から施行するとさせていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（上谷政明君）**

議案第86号の補足説明を上下水道部長に求めます。



上下水道部長 林賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第86号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

農業集落排水資源循環統合補助事業で実施をしております神海地区の完成に伴い、神海浄化センターの供用開始により、条例の一部を改正させていただくものでございます。

条例改正の概要の30ページをごらんいただきたいと思います。

別表第1（第3条関係）でございますが、日当浄化センターの項の次に、名称の欄の項に「神海浄化センター」、位置の欄に「本巢市神海 251番地」、処理区域の欄に「神海の区域」を加えるものでございます。

施行は平成19年4月1日からとするものでございます。

○議長（上谷政明君）

議案第87号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第87号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本条例は、一般に利用されている道路、河川等のうち、道路法、また河川法などの適用がなされないもの、いわゆる法定外公共物の管理に関しまして定めたものであります。

市有地の河川については適用されておりました。今回、市有地の河川にも適用させ、あわせて流水占用料を追加するものとします。現在該当はありませんが、生産物採取料の規定を追加するものであります。

なお、料金の規定につきましては、昨年廃止されました岐阜県普通河川等取締条例の料金表を適用しております。また、現在流水占用料が付されております河川は奥美濃ダムを取り巻く河川で、中部電力株式会社の現地施設の自家用発電の流水占用であります。今回の改正によりまして、年額41万9,415円の歳入が見込まれるわけであります。

説明資料の33、34ページに、その内容については記述しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、この条例の施行期日は、平成19年1月1日からということにさせていただきます。以上であります。

○議長（上谷政明君）

議案第80号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第80号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第81号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第81号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第82号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第82号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第83号 本巢市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第83号については、総務企画委員会に付託し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第84号 消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号については、総務企画委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第85号 本巢市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第85号については、総務企画委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第86号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第86号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

した。

議案第87号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩をします。11時5分まで休憩します。

午前10時42分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

#### 日程第14 議案第88号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

これより日程第14、議案第88号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第88号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてでございます。

岐阜県内42市町村が、平成20年4月から後期高齢者医療制度の施行に伴い、その事務を処理するため、規約を定め広域連合を設立しようとするものでございます。

詳細につきましては、明日の全協において御説明を申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第88号の補足説明は、明日の全員協議会において担当部長より説明を求め、その後質疑を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第88号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

---

#### 日程第15 議案第89号（上程・説明・質疑・委員会付託）

##### ○議長（上谷政明君）

これより日程第15、議案第89号 本巣市特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

##### ○市長（内藤正行君）

議案第89号 本巣市特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約についてでございます。

外山連絡所の廃止に伴い、証明発行事務の一部について、外山郵便局において取扱えるようにするため、規約の制定をなすものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

##### ○議長（上谷政明君）

議案第89号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 杉山勝美君。

##### ○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、議案第89号の補足説明を行います。

今回の外山連絡所廃止に伴う代替策につきましては、これまでに検討を重ね、協議を進めてきたところでございます。そのうち、諸証明事務については外山郵便局との業務委託を考えていることから、今回、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条により、郵政事業庁長官との協議により規約を定める必要があることから、今回提案をさせていただくものでございます。

それでは、規約の内容についての御説明をさせていただきます。

まず、第1条の趣旨については、本巣市が処理する事務のうち、郵便局で取扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、組織及び運営の合理化に資することを定めるものでございます。

続いて、第2条は取扱う事務の範囲でございますが、(1) から(4) に示された交付事務の請求の受け付け、当該請求に係る引き渡しの窓口事務に限ることとしております。

それから、第3条は取扱いの方法を示したもので、特に個人情報保護等の必要性から、慎重な取扱いを要するものであるため、漏えいを防止するため、厳しい措置を講じています。その一つとして、秘密の保持ということで、郵便局の事務従事者は、取扱い上知り得た事項を他人に知らせてはならない。その職を退いた後といえども同様とすることを徹底する。これに違反した者は、懲戒処分等に付されることがあるということでございます。それから二つ目、目的外利用の禁止ということでございまして、同じく事務従事者は、取扱い上知り得た情報を目的以外のために利用し

てはならないことを徹底するというところでございます。これに違反した者も懲戒免職等の処分が付されるということでございます。それから三つ目、人権問題について正しい理解と認識を持って当たるといふことで、こんなことが取扱いの方法の中に示されております。

それから4条でございますが、これは経費についてでございますが、本巢市の負担ということになります。

それから取扱いの期間でございます。第5条でございますが、委託事務の取扱期間は双方が了承の上、延長等できるものとしておりますが、とりあえず取扱時刻ということは午前9時から午後4時までとします。

それからあと6条には連絡会議ということで、随時連絡会議等を開くことができるという内容を規約の中に定めさせていただいております。

よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第89号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第16 議案第90号から日程第20 議案第94号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第16、議案第90号 本巢消防事務組合格約の一部改正についてから日程第20 議案第94号 西濃環境整備組合格約の変更についてまでを一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第90号 本巢消防事務組合格約の一部改正についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の改正をするものでございます。

議案第91号 もとす広域連合格約の変更についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の改正をなすものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

議案第92号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の改正をするものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

議案第93号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合格約の変更についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

議案第94号 西濃環境整備組合格約の変更についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の改正をするものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第90号と議案第91号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

#### ○総務部長（土川 隆君）

では、議案第90号につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の条例改正の概要の資料でございます。これの37ページをごらんいただきたいと思っております。

右側の部分が現行ということでありまして、その中で今回改正いたしますのは、第5条の議会の議員の定数等という規定の中の2項の3号で、関係市町の消防団長、括弧書きといたしまして、「本巢市にあっては市長が指定する消防団長とする。」という規定があります。これにつきましては、本年4月から四つの消防団が統合しましたので、一つの消防団ということになりましたので、不要ということで削除するというものであります。

第7条、第8条、第9条の中に収入役の規定がなされております。これにつきましては、地方自治法の改正によりまして、収入役制度が廃止されて会計管理者に移行するといったことで、それぞれ改めるというものでございます。

第10条につきましては、職員に関する規定でありまして、内容は現行、改正案同じですが、表現を若干改めるということで、1項、2項とも表現を改めるといった内容のものでございます。

次のページの第11条で、監査委員の規定がございます。この監査委員につきましては、地方自治法に基づいて選任がされている中で、その中で現行では知識経験といった表現を使っておりますが、これを地方自治法に規定されております識見といった文言に改めるというものでございます。

施行期日といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行するというので、経過措置といたしまして、規約の第8条第2項、公団の会計管理者は管理者の属する市町において、この規約の施行の際、収入役が在職する場合については、その任期中に限り市町の収入役と読みかえるものとするというものでございます。

続きまして、議案第91号 もとす広域連合格約の変更についてでございますが、この概要ですが、現行の規約におきましては、広域連合の執行機関に関する規定といたしまして、第11条から13条までは広域連合の長の規定部分でございます。第15条は選挙管理委員会の規定です。及び16条が監査委員の規定でございます。こういった規定がなされておりますが、特に広域連合の長に関する第11

条から13条までの規定につきましては、広域連合の長そのものに関する定めと、広域連合長の補助機関、いわゆる副連合長とか収入役に関する定め等が混同されていますので、執行機関たる広域連合の長とその補助機関とを明確に区分し、規定を見直そうというものでございます。

あわせて地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、平成19年4月1日から収入役制度等が廃止されることに伴いまして、関係条項及び語句を改正するとともに、収入役にかわって新たに設置されるべき会計管理者について、広域連合の長の補助機関として明確に位置づけがされるものであります。さらに、従来より広域連合長以外のすべての関係市町の長は副連合長を務めることになっていますが、副連合長につきましては、個別的に広域連合長が議会の同意を得て選任するといったこれまでの手続を改めまして、規約において、包括的に広域連合長以外の組織の市町の長が自動的に副広域連合長になる旨の規定を設けようとするものであります。

また、広域連合長の補助機関である職員に関する規定を置くことによりまして、これと均衡を失しないように、議会並びに広域連合の長以外の執行機関である選挙管理委員会及び監査委員の組織に関する規定として、それぞれ置かれるべき職員についての規定を追加するというものでございます。

さらには、現在、広域連合の執行機関の一つとして設置されております公平委員会に関する規定が不十分であるため、公平委員会に関して選挙管理委員会、監査委員の規定と同様の規定を追加しようとするものでございます。

施行期日につきましては、19年4月1日からということで、経過措置といたしまして、改正規約の施行の際、現に在職する収入役につきましては、その任期中に限り、なお従前の例により在職するといった経過措置が設けてあります。

以上が広域連合規約の変更についての内容でございます。以上でございます。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第92号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 宇野利数君。

#### ○企画部長（宇野利数君）

それでは、議案第92号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

資料の42ページをお願いいたします。

この協議会につきましては、岐阜地域の総合的な振興整備を図るため設置されておるわけですが、関係市町といたしましては、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町という構成市町でございます。改正前の第8条でございますが、会長以外の関係市町の長及び岐阜市助役をもってこれに充てるということになっておりましたが、先ほど来の市長さんの説明にもございましたように、地方自治法の一部改正がございまして、助役、収入役制度が見直されております。そういったことで、「岐阜市助役」を「岐阜市副市長」に変更するものでございます。



以上で補足の説明を終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第93号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、議案第93号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合格約の変更について御説明を申し上げます。

改正の概要の43ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、助役、収入役制度が見直しをされたということにより改正をするものでございます。

対照表の第5条でございますけれども、2項1号の「吏員」とありますのを「職員」に変更するものであります。

それから第7条中でございますが、「収入役」及び「助役」とありますのをそれぞれ「副市長」「会計管理者」に変更するというものでございます。

「第170条第6項」におきましては、「第170条第3項」に変更するというものでございます。

施行期日としましては、この規約は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

1枚はねていただきまして、経過措置といたしましては、以下のように定めるというものでございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第94号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 杉山勝美君。

○市民環境部長（杉山勝美君）

それでは、議案第94号の補足説明を行います。

資料45ページでございます。お願いいたします。

今回の西濃環境整備組合格約の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、助役、収入役制度が見直されたということによるもので、それに伴い、同組合格約第6条と第7条第2項中の「収入役」を「会計管理者」に改め、同8条1項中「吏員その他の職員」を「職員」に改めるというものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第90号 本巣消防事務組合格約の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第90号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

議案第90号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第90号 本巣消防事務組合規約の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第91号 もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第91号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

議案第91号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第91号 もとす広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第92号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第92号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

議案第92号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第92号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第93号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

議案第93号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第93号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第94号 西濃環境整備組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第94号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

議案第94号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第94号 西濃環境整備組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第21 議案第95号（上程・説明・質疑・委員会付託）

##### ○議長（上谷政明君）

日程第21、議案第95号 市道路線の認定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

##### ○市長（内藤正行君）

議案第95号 市道路線の認定についてでございます。

開発により道路整備が行われ、市道の路線を認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。

##### ○議長（上谷政明君）

議案第95号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

##### ○産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第95号 市道路線の認定について補足説明をさせていただきます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

今回提出しております9路線、すべて開発事業に伴う市道認定でございまして、まず市道本巢1252号線、これは文殊字宝珠道東地内にてございまして、路線図面は41ページにつけてございますけれども、延長が47.5メートル、幅員が6メートルと。

同じ場所をごさいますして、1253号線につきましては、延長が36メートル、幅員6メートルというものでございます。

次に市道本巣1254号線につきましては、文殊字天辺地内をごさいますして、図面は42ページをごらんいただきます。延長が75.2メートル、幅員が6メートルということをごさいます。

次に市道糸貫2184号線、早野字村前をごさいますして、図面は43ページ。延長が55メートル、幅員が6メートル。

同じ場所で2185号線、延長が24.7メートル、幅員が6メートルをごさいます。

次に市道糸貫2186号線、早野字村前をごさいますして、図面が44ページ。延長が21メートル、幅員が6メートルと。

それから市道真正1211号線、図面は45ページで、場所は浅木字東ノ筋地内であります。延長が68.4メートル、幅員が5メートル。

次に真正3408号線、上真桑字三条町地内でありまして、図面は46ページで、延長100メートル、幅員が6メートル。

市道真正3409号線、十四条字平田地内、延長が81.5メートル、幅員6メートル。図面が47ページについてごさいます。

以上9路線をごさいますして、すべて開発基準に合致したものでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第95号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第22 議案第96号から日程第24 議案第98号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第22、議案第96号 平成18年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてから日程第24、議案第98号 平成18年度本巣市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 957万 8,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、真正地域の普通財産を売却した財産売払収入が主なものでございます。

また、歳出では、西部連絡道路整備事業の土地購入費及び物件移転等補償費の増額が主なものでございます。

議案第97号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

事業勘定につきましては総額の変更はせず、歳出の償還金を 150万円増額するため、予備費で調整するものでございます。施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ 800万円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、診療収入・外来収入の減額が主なもので、歳出では、医療用衛生材料費の減額が主なものでございます。

議案第98号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

収益的収入及び支出におきましては、時間外勤務手当を18万 3,000円増額するため、予備費で調整するものでございます。

資本的収入及び支出におきましては、収入では糸貫屋井地内及び真正温井地内の開発に伴う工事負担金を 480万円増額し、支出では、この開発に伴います配水設備拡張工事等で 976万 5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、詳細につきましては、助役または担当部長より御説明を申し上げます。

#### ○議長（上谷政明君）

議案第96号から98号については、明日の全員協議会において助役及び担当部長から補足説明を求め、その後質疑を行います。

議案第96号 平成18年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第96号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第96号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第97号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第97号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第97号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第98号 平成18年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第98号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第98号は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
暫時休憩をします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

日程第25 認定第2号から日程第30 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第25、認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第30、認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。  
市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

平成17年度本巢市の各会計決算の認定について御説明を申し上げます。

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算について、認定第3号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第4号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、以上6案件につきましては、去る10月3日から10月19日まで、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、収入役及び担当部長から御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

認定第2号から認定第7号までの補足説明については、明日の全員協議会において収入役及び担当部長から詳細に説明を受け、その後質疑を行います。

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、監査委員に監査をお願いしてありますので、決算審査の結果の報告を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

## ○代表監査委員（三田村晃司君）

平成17年度本巣市各会計歳入歳出決算及び平成17年度基金の運用状況審査意見、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成17年度本巣市一般会計、特別会計、歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成17年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を述べます。

### 第1. 審査の概要。

#### 1. 審査の対象。

平成17年度本巣市一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況。

付属書類、平成17年度本巣市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

#### 2. 審査期間。

平成18年10月3日から平成18年10月19日。

#### 3. 審査の手續。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めたとその他の審査手續を実施しました。

また、審査に付された平成17年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合、その他通常実施すべき審査手續を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

### 第2. 検査結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。なお、予算の執行及び関連する事務の処理に支出科目の誤り、事業完了に伴う不用額の減額補正がされていない、または本来補正予算で対応すべき科目の予備費充用等、一部不備も見られましたが、おおむね適正に行われているものと認められました。

また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況は妥当であると認められました。

審査結果の詳細につきましては、監査意見書に記述したとおりであります。簡潔に決算の概要及び意見は次のとおりであります。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入 159億 5,490万 2,000円、歳出151億3,583万 5,000円で、前年度に比し、歳入は3億 3,151万 3,000円、対前年比 2.0%、歳出は5億 9,632万 5,000円、対前年比 3.8%減少しており、形式収支は8億 1,906万 6,000円、実質収支は6億 6,897万 3,000円、単年度収支は1億 3,063万 4,000円の黒字となっているが、市税は 0.1%減少



し、市債が3億7,267万4,000円、対前年比3.2%増加したほか、財政調整基金が2億3,000万円取り崩されています。

一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入270億3,183万円、歳出255億9,869万3,000円で、形式収支は14億3,313万7,000円、実質収支は12億6,172万7,000円、単年度収支は1億4,537万9,000円の黒字となっています。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率は当年度は84.0%で、前年度に比し1.9%減少しているものの、高く、財政が硬直化していることを示しています。財政力指数は0.729で、前年度よりわずかに上昇し、公債費比率は3.2ポイント低下して11.7%となっています。ちなみに、歳入の構成を見ると、自主財源の割合が49.3%と前年度より0.3ポイント低下しています。一方、歳出の構成を見ると、前年度に比し経常的経費の割合は1.9ポイント低下、投機的経費割合は3.7ポイント上昇しており、厳しい財政環境の中で積極的に諸事業の推進が図られたことを示していると考えられます。

しかしながら、市債の当年度発行高が17億6,650万円、歳入構成比11.1%であり、合併特例債を初め市債の発行に当たっては、将来にわたる財政の健全化の確保に十分な配慮が望まれます。

前述のとおり、景気は回復傾向にもかかわらず、市税収入は減少し、当市の人口動向を見ても微増であり、大型商業施設が建設されたものの、多く増収は期待できないものと考えられます。市税収入率は95.1%で、前年度に比べ微増ではあるが、収入未済が増加している。これは各特別会計の負担金、使用料等においても同様であるため、徴収に一層の努力が望まれるところであります。

以上のように経常的収支比率、市税の収入状況、市債現在高、さらには財政調整基金が減少している状況を考慮するとき、今後一層の諸経費を節減するとともに、施策の緊急度を的確に把握し、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全財政の維持を図ることが緊要であると考えます。

平成18年12月5日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

#### ○議長（上谷政明君）

認定第2号 平成17年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。認定第2号のうち、総務部、企画部、議会事務局、根尾総合支所に属する決算については総務企画委員会に、市民環境部、健康福祉部、教育委員会、根尾総合支所に属する決算については文教福祉委員会に、産業建設部、林政部、上下水道、根尾総合支所に属する決算については産業建設委員会に協議をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号についてはそれぞれの所管の三つの委員会に協議をお願いすることに決定いたしました。

認定第3号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。認定第3号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

認定第4号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。認定第4号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

認定第5号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。認定第5号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

認定第6号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。認定第6号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

認定第7号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。  
お諮りします。認定第7号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第31 議員派遣について

#### ○議長（上谷政明君）

これより日程第31、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巢市議会会議規則第161条の規定により議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣するこ

とに決定いたしました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は12月8日午前9時より本庁舎3階第1委員会室で、文教福祉委員会は12月11日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は12月12日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催いたします。

---

### 散会の宣告

#### ○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

明日12月6日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

なお、12月6日から18日までは休会とし、12月19日午前9時から本会議を開催し、一般質問を行いますので御参集ください。

本日はこれにて散会をします。お疲れさまでした。

午前11時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

